（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（産前産後休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等） **第百六十一条の二**　法第百十八条の二の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによって行うものとする。 一～五　（略） 六　申出に係る被保険者が産前産後休業に係る子を出産した場合にあっては、出産の年月日 七　（略） ２・３　（略） （口座振替による納付の申出） **第百六十九条**　法第百二十九条の規定による申出を行おうとする納付義務者（船舶所有者に限る。）は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　納入告知書を送付する金融機関の店舗の名称	（産前産後休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等） **第百六十一条の二**　法第百十八条の二の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによって行うものとする。 一～五　（略） 六　申出に係る被保険者が産前産後休業に係る子を出産した場合にあっては、当該子の氏名及び生年月日 七　（略） ２・３　（略） （口座振替による納付の申出） **第百六十九条**　法第百二十九条の規定による申出を行おうとする納付義務者（船舶所有者に限る。）は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　納入告知書を送付する金融機関の店舗の名称及び所在地

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第三条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（産前産後休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等） **第二十五条の二の二**　法第八十一条の二の二第一項の規定による申出（第一号厚生年金被保険者に係るものに限る。）は、次の各号（船員被保険者にあつては、第六号を除く。第三項において同じ。）に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行うものとする。 一～六　（略） 七　申出に係る被保険者が産前産後休業に係る子を出産した場合にあつては、出産の年月日 八　（略） ２～４　（略） （口座振替による納付の申出） **第二十五条の三**　法第八十三条の二の規定による納付義務者（事業主に限る。）の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行うものとする。 一・二　（略） 三　納入告知書を送付する金融機関の店舗の名称	（産前産後休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等） **第二十五条の二の二**　法第八十一条の二の二第一項の規定による申出（第一号厚生年金被保険者に係るものに限る。）は、次の各号（船員被保険者にあつては、第六号を除く。第三項において同じ。）に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行うものとする。 一～六　（略） 七　申出に係る被保険者が産前産後休業に係る子を出産した場合にあつては、当該子の氏名及び生年月日 八　（略） ２～４　（略） （口座振替による納付の申出） **第二十五条の三**　法第八十三条の二の規定による納付義務者（事業主に限る。）の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行うものとする。 一・二　（略） 三　納入告知書を送付する金融機関の店舗の名称及び所在地